



第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第二条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一八年四月二八日財務省・

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成一九年三月二日財務省・厚

生労働省・農林水産省・経済産業省・国土

交通省令第二号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年四月三〇日財務省・

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

**附 則** (令和五年一二月二八日財務省・

厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。